2020年度(令和2年度)司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明

1 本年9月8日に発表された司法試験短答式試験の結果によると、今年の司 法試験受験者数は3703人、短答式試験合格者は2793人であった。

司法試験受験者数は平成28年度6899人,平成29年度5967人, 平成30年度5238人,昨年度4466人と年々減少し,本年度は前年度 比約17パーセント減少,平成28年度からは約46パーセントも減少し た。短答式試験合格者数も,平成28年度4621人,平成29年度393 7人,平成30年度3669人,昨年度3287人とやはり年々減少しており,本年度は前年度比約15パーセント減少,平成28年度からは約40% 減少となっている。

しかし、最終合格者数は、平成28年度1583人、平成29年度154 3人、平成30年度1525人、昨年度1502人とほとんど減少することなく1500人台を維持しており、本年度の最終合格者数も1500人程度とされる虞がある。

2 2015年(平成27年)6月30日,法曹養成制度改革推進会議は, 「法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ)」において,司法試験 最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定した。

司法試験受験者数・短答式試験合格者数が年々減少しているにもかかわらず,最終合格者数1500人台を維持しているのは,上記方針の影響が大きいためと思われる。

3 しかし,「司法試験は,裁判官,検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」(司法試験法1条)である。上記判定を行う司法試験委員会は,司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かを厳正に行わなければならない。

上記「法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ)」でも,「新たに養成し,輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは,法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに

鑑み,輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、最終合格者数1500人維持を至上命令とすべきでないことに敢えて言及している。

- 4 本年度の受験者数が平成28年度との比較で46パーセントも減少しているのであるから、本年度も合格者1500人台を維持した場合、少なくともボーダーライン付近の受験者の実力は、平成28年度と比べて低下すると考えるのが自然である。
- 5 仮に平成28年度の対受験者合格率と同程度として決定した場合,本年度の最終合格者は850人となるが、僅か4年前の合格水準を大幅に切り下げて1500人台を維持することは前記質の確保の要請に反し、司法試験法の趣旨にも反するものと言わざるを得ない。
- 6 当会は、2011年(平成23年)2月10日の定時総会において、司法 試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験 合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、 毎年の最終合格者数の発表を受けて、1000人以下に減員するよう求める 会長声明を発してきた。
- 7 よって当会は、司法試験委員会が法曹の質を確保するために厳正な合否判定を行うことを強く求める。

以上

2020年(令和2年度)10月16日

千葉県弁護士会 会長 眞田 範行